

農業用ため池を  
所有・管理している皆様へ

# 農業用ため池の 届出制度が始まりました

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。(令和元年7月1日施行)

**農業用ため池の所有者や管理者の方は、施設に関する情報を県に届け出す必要があります。**

- Q 届出をすべき人は? ⇒ 農業用ため池の所有者です。  
〔※令和元年6月30日以前に設置された施設については、所有者又は管理者のいずれかです。〕
- Q 届出が必要となるため池は? ⇒ 農業用に利用される全てのため池です。  
〔※現在農業用に利用されていない施設でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合には、届出が必要です。〕
- Q 届出の期限は? ⇒ 令和元年7月1日以後、農業用ため池を設置や廃止する時、又は届出情報に変更があった場合、遅滞なく届出する必要があります。  
〔※令和元年6月30日以前に設置された施設については、令和元年12月31日(法施行日から6か月以内)に届出をする必要があります。〕
- Q 届出先は? ⇒ ため池が存在する市町村です。  
〔※届出すべき情報や届出様式等の情報は連絡先・問い合わせ先にご連絡ください。(次頁参照)市町村経由で県へ提出されます。〕

## 連絡先・問い合わせ先

詳細は下記までご連絡ください。その際「ため池の届出について」と御申し出ください。

### ◆高知県

安芸農業振興センター基盤整備課 0887-34-3188	中央東農業振興センター基盤整備課 0887-53-5101
中央西農業振興センター基盤整備課 088-852-7726	須崎農業振興センター基盤整備課 0889-42-2377
幡多農業振興センター基盤整備課 0880-35-5976	高知県農業基盤課 088-821-4566

### ◆市町村(届出先)

高知市耕地課 088-823-9460	香美市建設課 0887-53-3119	土佐町建設課 0887-82-0400
室戸市建設土木課 0887-22-5121	東洋町産業建設課 0887-29-3395	いの町土木課 088-893-1116
安芸市農林課 0887-35-1016	奈半利町地域振興課 0887-38-8182	中土佐町農林課 0889-57-2022
南国市建設課 088-880-6561	田野町まちづくり推進課 0887-38-2813	佐川町産業建設課 0889-22-7708
土佐市農林業振興課 088-852-7656	安田町経済建設課 0887-38-6714	越知町建設課 0889-26-1113
須崎市農林水産課 0889-42-3591	北川村建設課 0887-32-1222	四万十町建設課 0880-22-3120
宿毛市土木課 0880-63-1126	馬路村産業建設課 0887-44-2336	大月町建設環境課 0880-73-1114
土佐清水市農林水産課 0880-82-1114	芸西村産業振興課 0887-33-2113	三原村農林業建設課 0880-46-2111
四万十市農林水産課 0880-34-1171	本山町建設課 0887-76-3917	黒潮町農業振興課 0880-43-1888
香南市農林課 0887-57-7517	大豊町産業建設課 0887-72-0450	